

誘致対象企業の開拓に係る訪問許諾・資料提供等獲得等業務

仕様書

神戸市 経済観光局 企業立地課

1. 業務の名称

誘致対象企業の開拓に係る訪問許諾・資料提供等獲得等業務

2. 目的

神戸市(以下、「本市」)では、都心エリアを中心とした賃貸オフィスや産業団地等への企業誘致に積極的に取り組んでいるところである。

企業誘致を効果的に推進するために、企業の経営企画部門等へ直接的に本市の優れたビジネス環境や制度を伝え、進出意欲を高めることが重要である。このため、営業力に強みのある民間事業者のノウハウを活用し、①面談アポイントメント取得、②資料提供許諾獲得等、今後の営業活動につながるような営業方法の提案を行ってもらい、誘致活動の効率化を図っていく。

3. 業務の内容

(1)①面談アポイントメント取得、②資料提供許諾獲得業務等

(2)今後営業活動に活用可能な営業方法提案レポート作成業務

※なお、固定報酬制とし、架電実働期間は、4か月以上5か月以内とする。

また、架電対象の企業リストについては、本市から期間中3回に均等に分けて提供する。

【業務概要】

(1)①面談アポイントメント取得、②資料提供許諾獲得業務

当市から提供される企業リストに対し、拠点移動に関する聞き取りを行うとともに、関心のある企業には、訪問またはオンライン形式の面談アポイントメント、資料提供許諾(リード)を取得する。

最低提案数については、架電社数:5000社以上(2コール制以上)、アポイント・リード申込率11%以上(内アポイント率3%以上)とする。

なお、企業リストについては、本市から期間中3回に均等に分けて提供する。

資料提供においては、本市PR資料の送付についての許可及び企業担当者の連絡先の取得・継続連絡許可を得ること。

また、業務の進捗状況については遅滞なく適時に本市へ報告するとともに、本市職員10名程度が同時に情報共有できる仕組みを提供すること。

※なお、固定報酬制とし、架電実働期間は、4か月以上5か月以内とする。

(2)今後営業活動に活用可能な営業方法提案レポート作成業務

業務を経て得たマーケットの動向及びニーズ分析、また今後活用できるような効果的な営業方法をレポートにして提出すること。

※(1)(2)の業務については受託業者が自ら一貫して行うこと。受託業者以外の業者への再委託は認めない。

4. 問い合わせ先

神戸市 経済観光局 企業立地課

担当:麻生、新保

TEL:078-984-0291

E-mail:corp_re@office.city.kobe.lg.jp